

令和2年6月25日開催

## 新庄市農業委員会第37回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和2年6月）議事録

1. 開催日時                    令和2年6月25日（木）午後3時30分
2. 開催場所                    新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（19名）

|            |           |
|------------|-----------|
| 1番 浅沼 玲子   | 2番 今田 則雄  |
| 3番 丹 茂     | 4番 星川 吉和  |
| 5番 海藤 芳正   | 6番 笹 行也   |
| 7番 鶴巻 浩美   | 8番 間 真一   |
| 9番 須田 雄二   | 10番 高橋 敏行 |
| 11番 齋藤 謙二  | 12番 清水 哲夫 |
| 13番 佐藤 啓右  | 14番 下山 秀一 |
| 15番 星川 豊   | 16番 三原 康志 |
| 17番 佐藤 喜代志 | 18番 指村 貞芳 |
| 19番 森 良一   |           |
4. 欠席した委員（0名）

## 5. 議事日程

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第 1  | 議事録署名委員及び会議書記指名                                 |
| 日程第 2  | 議案第 147 号 農地法第3条の規定による許可申請について                  |
| 日程第 3  | 議案第 148 号 農地法第4条の規定による許可申請について                  |
| 日程第 4  | 議案第 149 号 農地法第5条の規定による許可申請について                  |
| 日程第 5  | 議案第 150 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の<br>点検・評価（案）について |
| 日程第 6  | 議案第 151 号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動<br>計画（案）について     |
| 日程第 7  | 報告第 112 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について               |
| 日程第 8  | 報告第 113 号 農地法第18条第6項の規定による通知について                |
| 日程第 9  | 報告第 114 号 2アール未満農地転用届出について                      |
| 日程第 10 | 報告第 115 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について                 |

## 6. 出席した事務局職員

|      |       |     |       |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 津藤 隆浩 | 主 査 | 早坂 和弥 |
| 主 任  | 三宅 大輔 | 主 事 | 長南 友紀 |

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和2年度新庄市農業委員会第37回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は19名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第27条第3項の規定により、本第37回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それでは議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に12番清水哲夫委員と18番指村貞芳委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に日程第2、議案第147号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第147号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1件、八向地区6件、計7件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第147号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番。6月20日に調査いたしました。事由は詳細の通りであり、賃料も双方合意という事で問題無いと判断いたしましたので、宜しくをお願いいたします。

○議長

それでは、八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向1番につきまして、6月17日に調査確認いたしました。ただいまの事務局説明通りで間違いありませんでしたので、宜しく申し上げます。

○議長

それでは、八向地区2番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向2番につきまして、6月17日に調査確認いたしました。事務局説明通りで間違いありませんでした。宜しく申し上げます。

○議長

それでは、次に八向地区3番についての調査報告をお願いいたします。

○12番

八向3番につきまして、6月17日に調査確認いたしました。事務局の説明通りで間違いありませんでした。宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区4番についての調査報告をお願いいたします。

○12番

八向地区4番につきまして、6月17日に調査確認いたしました。事務局の説明通りで間違いありませんでした。宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区5番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向5番につきまして、6月17日に調査確認いたしました。事務局の説明通りで間違いありませんでした。宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区6番についての調査報告をお願いいたします。

○12番

八向地区6番につきまして、6月17日に調査確認いたしました。事務局の説明通りで間違いありませんでした。宜しくお願いします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第147号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第147号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第148号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第148号農地法第4条の規定による許可申請について、八向地区1件を議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○9番

議案第148号農地法第4条の規定による許可申請について、八向地区1番につきまして、6月20日調査確認いたしました。事由は事務局の説明のとおりでありますので、宜しくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第148号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第148号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第149号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第149号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区5件、八向地区4件、計9件を議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○15番

議案第149号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、調査月日は6月20日です。ただいま事務局から説明のあったとおり、相違ないようでございます。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○15番

2番も1番と同じく、6月20日が調査日でありまして、そしてこれも同じく地続きでもございますし、事務局から説明あった通り相違ありませんので、宜しくご審議の程お願いします。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○6番

新庄地区3番につきまして、6月18日に調査いたしました。事由は詳細の通りであり、また周囲も宅地化が進んでおり、問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○6番

新庄地区4番につきまして、6月18日に調査いたしました。事由は詳細の通りであり、こちらも周囲は宅地化が進んでおり、問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区5番について調査報告をお願いいたします。

○13番

新庄地区5番につきまして、6月19日に調査確認しました。事務局の説明の通りであり、問題ありませんでしたので宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向1番につきまして、6月17日に調査確認いたしました。事務局の説明の通りで間違いありませんでした。宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区2番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向2番につきまして、6月17日に調査確認いたしました。事務局の説明の通りで間違いありませんでした。宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区3番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向3番につきまして、6月17日に調査確認いたしました。事務局の説明通りで間違いありませんでした。宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区4番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向4番につきまして、6月17日に調査確認いたしました。事務局の説明通りで間違いありませんでした。宜しくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第149号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第149号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第150号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを上程いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第150号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案書別冊に基づきご提案申し上げます。

（議案書を基に、提案内容を説明）

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>



○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第150号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第150号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については原案のとおり可決決定されましたので、（案）を削除願います。

○議長

次に、日程第6、議案第151号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第151号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、議案書別冊に基づきご提案申し上げます。

（議案書を基に、提案内容を説明）

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第151号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第151号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については原案のとおり可決決定されましたので、（案）を削除願います。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第112号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第112号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

（議案書を基に、報告内容を説明）

○議長

ご苦労様でした。ただいまの報告第112号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第112号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第113号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第113号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、八向地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

（議案書を基に、報告内容を説明）

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第113号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第113号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第114号2アール未満農地転用届出についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第114号2アール未満農地転用届出について、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第114号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第114号2アール未満農地転用届出については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第115号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第115号地目変更登記に係る法務局からの照会につきまして、新庄地区1件、八向地区1件、計2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第115号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第115号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。  
これで、新庄市農業委員会第37回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和2年6月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 清水 哲夫

議事録署名委員 指村 貞芳